

令和5年10月25日

令和5年度第7回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年10月25日（水）

午後1時30分開会～午後3時15分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301, 302 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 非常災害の応急対策及び復旧に供する農地転用について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第39号 非農地証明願について

4. 出席農業委員(25名)

1番 菅原 ひろみ 委員	2番 小野寺 正 晃 委員
4番 中本 奈美 委員	5番 白川 知 則 委員
6番 高橋 順子 委員	7番 佐々木 ひろ子 委員
8番 櫻井 正幸 委員	9番 齋藤 真理子 委員
10番 菅原 清一 委員	11番 佐々木 正彦 委員
12番 下山 信行 委員	13番 高橋 英理子 委員
14番 只埜 和臣 委員	15番 鈴木 至 委員
16番 佐藤 裕之 委員	17番 佐藤 伸幸 委員
18番 佐々木 俊通 委員	19番 佐々木 大 委員
20番 中森 昭悦 委員	21番 中鉢 守 委員
22番 菅原 まり子 委員	23番 今野 久男 委員
24番 中條 泰洋 委員	25番 熊谷 安正 委員
26番 佐々木 政直 委員	

5. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

5番 高橋 秀一 委員

6番 渡邊 正彦 委員

7番 草刈 俊継 委員

6. 欠席委員(1名)

3番 布塚 幸子 委員

7. 遅刻委員(1名)

9番 齋藤 真理子 委員

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 今野 春樹

主事 岡田 隼弓

再任主査 荻野 信男

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 三塚 裕介

再任主査 高橋 清一

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから、令和5年度第7回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、3番布塚幸

子委員でございます。また、9番齋藤真理子委員からは遅刻の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第7回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。7番佐々木ひろ子委員、8番櫻井正幸委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～2の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告2の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

15番です。報告2番号1非常災害の応急対策及び復旧に供する農地転用についてですが、地元委員として質問させていただきます。昨年の災害から一年以上経過しておりますが、いまだに復旧が完了しておりません。地元の農業者からも、

まだ工事に時間がかかるのか等の疑問の声が出ております。届出年月日の記載は
ございますが、今後の工事のスケジュールを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

令和5年10月下旬から、地権者への説明会を予定しております。説明会終了
後に用地買収、契約等を行う予定となっております。実際の工事につきましては、
契約完了後の令和6年4月頃から始まり、令和9年3月に工事完了の予定となっ
ております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号
116番から125番までの10か件のうち、番号124番の1か件は、議案第35号番
号10番の1か件と関連することから、この1か件を議案第35号で併せて審議し
てよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第34号番号116番から125番までの10か件のうち、議案第
35号で併せて審議する番号10番の1か件を除いた番号116番から123番までの8
か件と、番号125番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 34 号番号 116 番から 123 番までの 8 案件と、番号 125 番の 1 案件を合わせた 9 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

2 番です。番号 118 番について質問させていただきます。譲受人は大崎市外の方ですが、営農計画を教えてください。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号 118 番の譲受人についてですが、宅地と共に農地を取得し、水稻、野菜を作付けすると伺っております。将来的に当該地に転居する予定とのことです。また、農機具についてはコンバイン、田植機、乾燥機を譲受人の弟から借用すると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 34 号番号 116 番から 123 番までの 8 案件と、番号 125 番の 1 案件を合わせた 9 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 34 号番号 116 番から 123 番までの 8 案件と、番号 125 番の 1 案件を合わせた 9 案件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 9 番，10 番の 2 案件と、番号 10 番と関連する議案第 34 号番号 124 番の 1 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。10月24日火曜日午前9時より，17番委員，18番委員，22番委員，5番推進委員，6番推進委員，7番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので，調査報告いたします。番号9番，10番を22番委員，報告をお願ひします。

22番（菅原まり子委員）

22番です。番号9番を報告いたします。転用目的は，牧草置場，農機具置場，作業スペースとして利用するものです。申請地周辺の状況は，東側が畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，砂利が敷かれ踏み固められておりました。農地区分は，住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号10番を報告いたします。転用目的は，営農型太陽光パネル架台支柱56本を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が田，西側が道路を挟んで宅地，北側が道路を挟んで田でございました。申請地の管理状況は，水稻が作付けされておりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，10年以内の一時的な転用であり，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第35号番号9番，10番の2か件と，番号10番の1か件と関連す

る議案第34号番号124番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号9番について質問させていただきます。砂利が敷かれ、踏み固められていたと報告がございましたが、経緯等の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

既に牧草置場、農機具置場として利用していたと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。無断転用であるため、始末書の提出を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号9番に関連して、そのほかご意見ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。牧草置場とのことですが、基礎があるような建物はございましたか。もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

牧草のロールが200個程と農機具が直置きとなっており、建物は建っておりませんでした。

議長（佐々木政直会長）

16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。建物が建っていないことから、無断転用に該当しないと思われませんが、見解をお聞かせください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

面積が200平方メートル以上の農業用施設につきましては、転用の許可が必要となり、今回の申請に至っております。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、2番委員からは無断転用であるため、始末書を求めるべきとのご意見と、16番委員から無断転用には該当しないのではとのご意見でございますが、関連して皆さんからご意見ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。基本的に農地は耕作できるのが条件ですが、当該地は砂利が敷かれ、踏み固められているため耕作はできないと想定され、また、面積が200平方メートル以上あることから、今回の申請に至ったかと思われま。無断転用であり始末書を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号9番について、2番委員及び21番委員からは無断転用ではないかのご意見があり、16番委員からは無断転用には該当しないのではないかとのご意見でございました。10番委員、まとめをお願いします。

10番（菅原清一委員）

10番です。番号9番についてまとめさせていただきます。2番委員から詳しい説明を求める意見があり、事務局より当該地は以前から牧草及び農機具置場として利用していたと説明がございました。16番委員からは、建物が建っていないのであれば、無断転用には該当しないのではないかとのご意見がありましたが、21番委員から、当該地は200平方メートル以上が農地として再生できない状態であり、明らかに無断転用であることから、始末書の提出が必要であるのご意見でした。審議結果といたしましては、この案件は無断転用に該当し、申請人より会長及び宮城県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただきたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、10番委員にまとめていただきました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第35号番号10番の1件については意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、関連する議案第34号番号124番の1件について、了としてよろしいでしょうか。

それから、無断転用である番号9番の1件については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第35号番号10番の1件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、関連する議案第34号番号124番の1件について許可と決定し、農地法第4条第1項の許可が県より交付されると同時に許可書を交付するものといたします。

それから、無断転用である番号9番の1件については、申請人から会長及び県知事あてに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号81番から92番までの12件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号81番から83番を18番委員，報告をお願いします。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。番号81番を報告いたします。転用目的は、駐車場67台分と通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号82番を報告いたします。転用目的は、店舗、駐車場97台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存の水路へ流し、生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出対策については、土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号83番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲3区画を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透及び既存の側溝へ流します。土砂流出対策については、土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号84番を22番委員、報告をお願いします。

22番（菅原まり子委員）

22番です。番号84番を報告いたします。転用目的は、工事車両置場、車両転回スペース、運搬通路等として利用するものです。申請地周辺の状況は、北側が市道を挟んで田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は一部が畑として利用されており、その他は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3か月以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供する

ことが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号85番を17番委員，報告をお願いします。

17番（佐藤伸幸委員）

17番です。番号85番を報告いたします。転用目的は、駐車場25台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が宅地、南側が原野、西側が市道を挟み畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号86番を5番推進委員，報告をお願いします。

5 番（高橋秀一推進委員）

推進委員5番です。番号86番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が畑，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理，生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号87番，88番を17番委員，報告をお願いします

17番（佐藤伸幸委員）

17番です。番号87番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル176枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側と北側は農道を挟み原野，東

側が竹林，南側が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号88番を報告いたします。太陽光発電パネル120枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が田，西側が市道を挟んで田，南側が宅地，北側が墓地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号89番，90番を5番推進委員，報告をお願いします。

5 番（高橋秀一推進委員）

推進委員5番です。番号89番を報告いたします。転用目的は，車両及び仮設材置場，プレハブ倉庫，通路等として利用するものです。申請地周辺の状況は，四方が宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号90番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，四方が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透で処理し，生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号91番，92番を7番推進委員，報告をお願いします。

7番（草刈俊継推進委員）

推進委員7番です。番号91番を報告いたします。転用目的は，駐車場19台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側が農道を挟んで田，西側と北側が田，南側が宅地でございました。申請地の管理状況は，水稻が作付けされておりました。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号92番を報告いたします。転用目的は，砕石及び型枠置場，駐車場10台分として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側が市道を挟んで原野，西側と南側が宅地，北側が市道を挟んで山林でございました。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理です。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第36号番号81番から92番までの12か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

5番です。番号81番，85番，89番について質問させていただきます。転用面積に対して事業面積がだいぶ上回っておりますが，その分については既に転用の手続きが終わっているのでしょうか。ご説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

それぞれ、隣地に宅地ないし雑種地等を併用して行う事業でございます。番号81番に関しましては、周囲に事務所を建設しており、面積が過大に見えますが、適正な申請で間違いのないものとなります。

議長（佐々木政直会長）

5番委員，よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。24番委員。

24番（中條泰洋委員）

24番です。番号88番について質問させていただきます。権利区分が地上権での申請となった理由を説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

地上権は賃貸借権より権利が強いものであり、登記簿にも記載できるものであることから、地上権での貸借契約書で申請がございました。

議長（佐々木政直会長）

24番委員，よろしいでしょうか。

24番（中條泰洋委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第36号番号81番から92番の12か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第36号番号81番から92番の12か件について意見相当と認

め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第37号農地転用事業計画変更承認申請について、番号23番、24番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号23番、24番の2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第37号番号23番、24番の2か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第37号番号23番、24番の2か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号413番から420番までの8か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第38号番号413番から420番までの8か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第38号番号413番から420番までの8か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第38号番号413番から420番までの8か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第39号非農地証明願について、番号15番、16番の2か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号15番、16番を6番推進委員、報告をお願いします。

6番（渡邊正彦推進委員）

推進委員6番です。番号15番を報告いたします。申請地の状況は、店舗の駐車場として利用されており、アスファルト舗装されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、隣接地の店舗が平成8年に農地法第5条の転用許可を受け建築されており、その当時から利用しているものと確認しております。

続きまして、番号16番を報告いたします。申請地の状況は、店舗敷地及び駐車場として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、市の固定資産税における償却資産申告書及び航空写真から確認いたしました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第39号番号15番、16番の2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

4番です。番号16番について質問させていただきます。償却資産とのことで建物ではないものと思われませんが、何をもって20年以上経過しているかと判断したのか、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

平成15年9月にビニールハウスの改修工事として申告された償却資産データと、航空写真にて当該敷地に上物が存在していることを確認しております。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（中本奈美委員）

航空写真だけでは証明とならないと思います。償却資産申告書があると報告がありましたが、償却資産は備品や機械等でしょうか。違反転用のものを、非農地として認めるのでしょうか。今後もそのような事例があった場合も非農地として認めるのかを教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

償却資産は、農業用施設の構築物となります。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

20年以上経過していることの確認としまして、平成14年から16年に撮影した航空写真で、ビニールハウスの一部が屋根状になっている構築物を確認しております。なお、非農地証明は農地法で判断するものではなく、不動産登記法と農地法の狭間にある事務処理の円滑化を図るための行政サービスと認識しており、各市町村の農業委員会で交付するものとなっております。本市では、非農地証明にかかる交付基準等の要綱は定めておらず、これまで宮城県で示している手引に則り判断しております。今後の取扱いに関しましては、北部振興事務所管内において、要綱等を定めている市町もあることから、事務局としましても、近隣市町と整合

のとれた要綱を来年度より施行できるよう策定の準備を進めてまいります。

議長（佐々木政直会長）

4番委員。

4番（中本奈美委員）

平成15年6月頃より使用していた償却資産申告書があることにより、平成16年1月か2月に申告があったものと理解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。大型ビニールハウスを利用し店舗として営業を始めたのは、いつ頃からでしょうか。こちらの大型ハウスはかろうじて20年の償却資産だと思うのですが、非農地と認めたとして、今後もこのような事例はあり得るということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

経過についてですが、平成15年より加工施設及び直売所を設置しており、宮城県からの指導に基づき行ってきたと伺っております。今後については、先ほど申し上げたとおり要綱等を整え、対応して参りたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

16番委員，よろしいでしょうか。

16番（佐藤裕之委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第39号番号15番，16番の2か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第39号番号15番、16番の2か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和5年度第7回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時15分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 ひろ子

委 員 櫻 井 正 幸